不利益処分の処分基準

部	課3	室等	名	保健福祉部 障害福祉課
不利益処分名			·名	特別障害者手当の不支給
根	拠	法	\$	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根	拠	条	項	第 2 6 条の 5 において準用する第 1 1 条
連	幺	各	先	(電話 621-5177)
処分基準	基		準	次のいずれかに該当する場合においては、特別障害者手当の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 受給資格の有無若しくは障害児福祉手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出命令に従わず、又は職員によるこれらの事項に関する受給資格者その他の関係者への質問に応じなかったとき。 (2) 指定する医師若しくは歯科医師への受診命令に従わず、又は職員による障害の状態の診断を拒んだとき。
	参	考員	事項	改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き
	設定	E等年	月日	平成26年8月1日設定(平成年月日最終変更)